

## 東区まちづくり懇談会開催要綱

(開催目的)

第 1 条 広島市総合計画の改定に当たり、区民等からの意見を幅広く聴取し、区の地域特性を生かした計画づくりに取り組むため、東区まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見交換)

第 2 条 懇談会は、東区の魅力と活力の向上を図る観点から、特色ある東区のまちづくりの方向性に関する事項等について意見交換を行う。

(構成)

第 3 条 懇談会は、おおむね 16 人以内の委員をもって開催する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから東区長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) その他東区長が必要と認める者

(座長及び副座長)

第 4 条 懇談会に座長及び副座長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、懇談会を進行する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇談会は、東区長が必要と認めるときに開催する。

2 懇談会は、公開とする。ただし、東区長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

3 懇談会において、東区長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、東区市民部地域起こし推進課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、東区長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

## 東区まちづくり懇談会運営要領

(目的)

第1条

この要領は、東区まちづくり懇談会開催要綱第7条に基づき、必要な事項を定める。

(会議)

第2条

懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

附 則

1 この要領は、平成31年2月1日から施行する

## 東区まちづくり懇談会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東区まちづくり懇談会開催要綱第7条に基づき、東区まちづくり懇談会の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 東区まちづくり懇談会の会議は、これを公開し、本要領に基づき何人も会議を傍聴できるものとする。

(会議開催の周知)

第3条 東区市民部地域起こし推進課（以下「東区地域起こし推進課」）は、会議を開催するに当たって、会議の日時、場所等必要事項を記載した会議の開催案内を作成し、原則として会議を開催する日の1週間前までに、これを次の方法により会議を開催する旨の周知を図るものとする。

- (1) 東区地域起こし推進課における備付け
- (2) 広島市公文書館における備付け
- (3) 懇談会の公開のホームページへの掲載

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、10名とする。

(傍聴手続)

第5条 傍聴の申込みの受付は、会議の当日、会議開始の30分前から開始する。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な会議の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合を除く。

(6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、座長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、あるいは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(議事要旨の作成及び閲覧)

第9条 東区地域起こし推進課は、次に掲げる事項を記載した議事要旨（又は議事録）を速やかに作成するものとする。

(1) 会議名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 出席委員氏名

(5) 議題（公開・非公開の別）

(6) 会議を非公開とした場合は、非公開の理由

(7) 傍聴人の人数

(8) 会議資料名

(9) 議事録を作成する場合は、各委員の発言内容（議事要旨を作成する場合は、発言の要旨）

(10) その他懇談会が必要と認める事項

2 東区地域起こし推進課は、作成した議事要旨の内容を正確にするため、座長の確認を経るものとする。

3 東区地域起こし推進課は、作成した議事要旨を、東区地域起こし推進課及び広島市公文書館の所定の場所に備付け、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧に供するものとする。

附則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。